

特定教育・保育施設の利用定員の設定について

以下の施設について、特定教育・保育施設の利用定員を定めるのにあたって、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会の意見を聴取するものです。

なお、利用定員については、第2期子ども・子育て支援事業計画の確保方策を踏まえつつ、施設における近年の需要(利用児童数)に基づき定めたものです。

(1) 特定教育・保育の利用定員を定める施設

施設種別	幼稚園							
名称	鴻巣幼稚園							
設置者	学校法人鴻巣佐藤学園							
所在地	鴻巣市本町6丁目3番4号 ※別紙「保育施設所在図」No.21							
利用定員(案)	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	1号認定				70人	100人	100人	270人
	2号認定							
	3号認定							
	合計				70人	100人	100人	270人
認可定員(参考)	300人							

(2) 確認年月日 令和6年4月1日